「協力金」申請方法判定フローチャート (まん延防止重点措置期間 8/20~26)

はじめにお読みください

簡易申請は、確定申告書及び売上台帳等の<mark>添付が「不要」</mark>です。 通常申請は、確定申告書及び売上台帳等の添付が「必要」です。

<u>簡易申請による協力金は一日当たり2万5千円</u>となります。(簡易申請の場合は下限額での交付となります。)。

通常申請の目安は、令和元年8月又は令和2年8月の売上高が概ね 258 万円以上 の方です。(売上高の計算は消費税・地方消費税を除きます。)。

なお、下記の判定を行わず、「簡易申請」を選択することもできます。

◆「1日当たりの売上高」を用いた申請判定フロー

- 1 ①令和2年8月分(若しくは令和元年8月分)の売上合計が分かる または
 - ②令和 2 年 8 月 20 日から 26 日(若しくは令和元年 8 月 20 日から 26 日)まで売上合計が分かる





- 2 ①令和 3 年 8 月分の売上合計が分かる または
 - ②令和 3 年 8 月 20 日から 26 日まで売上合計が分かる





- 3 ①の場合 1月の売上を「31」で割ります。
 - ②の場合 20 日から 26 日までの売上合計を「7」で割ります。



種別	1 日当たりの売上 (1,000 円以下繰上げ)	
令和 2 年(又は元年)8 月分の売上	P	83,333 円以下
令和 2 年(又は元年)8/20-26 の売上	А	→簡易申請
令和3年8月分の売上	円	
令和 3 年 8/20-26 の売上	円	

↓ すすむ

4 簡易申請の方以外は、通常申請になります。求めた「1 日当たりの売上」を用いた「売上高情報シート」の記入に進んでください。